

平成13年12月18日
本部訓令第21号

(目的)

第1条 この訓令は、兵庫県警察情報システム（兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成23年兵庫県警察本部訓令第1号）第2条第6項に規定する兵庫県警察情報システムをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって兵庫県警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 兵庫県警察における兵庫県警察情報システムの整備及び管理に当たっての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係部門の相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ行うこと。
- (2) データを最大限に活用していくための環境を整備するため、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用を推進すること。
- (3) 業務に係る情報を保護し、及び継続性を確保するため、兵庫県警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理し、その機能を維持し、及びその安全性を確保して、兵庫県警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施すること。

(情報管理業務監査)

第3条 総務部長その他の対象業務を主管する部の長及びサイバーセキュリティ・捜査高度化センター長は、兵庫県警察情報システムに係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

2 情報管理業務監査については、別に定めるところによる。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

(情報管理システム運営要綱の廃止)

2 情報管理システム運営要綱（昭和63年兵庫県警察本部訓令第18号）は、廃止する。

附 則（平成25年8月15日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年8月15日から施行する。

附 則（令和2年2月27日本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年8月26日本部訓令第29号）

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年1月19日本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年1月19日から施行する。

附 則（令和3年3月17日本部訓令第12号）

この訓令〔中略〕は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日本部訓令第11号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年8月26日本部訓令第21号）

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日本部訓令第32号）

この訓令は、令和6年12月25日から施行する。